

精神障害者福祉タクシー事業及び自動車燃料費助成事業について

1 事業目的

外出困難な区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳1級の者に対して、積極的な社会生活に寄与するため、一定の条件の下、福祉タクシー利用券交付及び自動車燃料費助成を実施することで、経済的負担を軽減し、生活の安定を支援する。

2 対 象

(1) 対象要件

文京区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳1級の者で、以下に当てはまらない者

ア 本人もしくは扶養義務者の所得が限度額を超えている者

イ 既に文京区福祉タクシー事業又は文京区自動車燃料費助成事業の交付を受けている者

(2) 想定対象者数

約85名

3 助成内容

(1) 福祉タクシー事業

利用券月額 4,100円（申請月からその年度の3月までの月数を乗じた額）

(2) 自動車燃料費助成事業

利用月額 4,100円（申請月からその年度の3月までの月数を乗じた額）

※福祉タクシー事業又は自動車燃料費助成事業との選択制

4 実施期間

令和6年4月から申請受付開始

5 周知方法

区報、SNS、区ホームページに掲載